

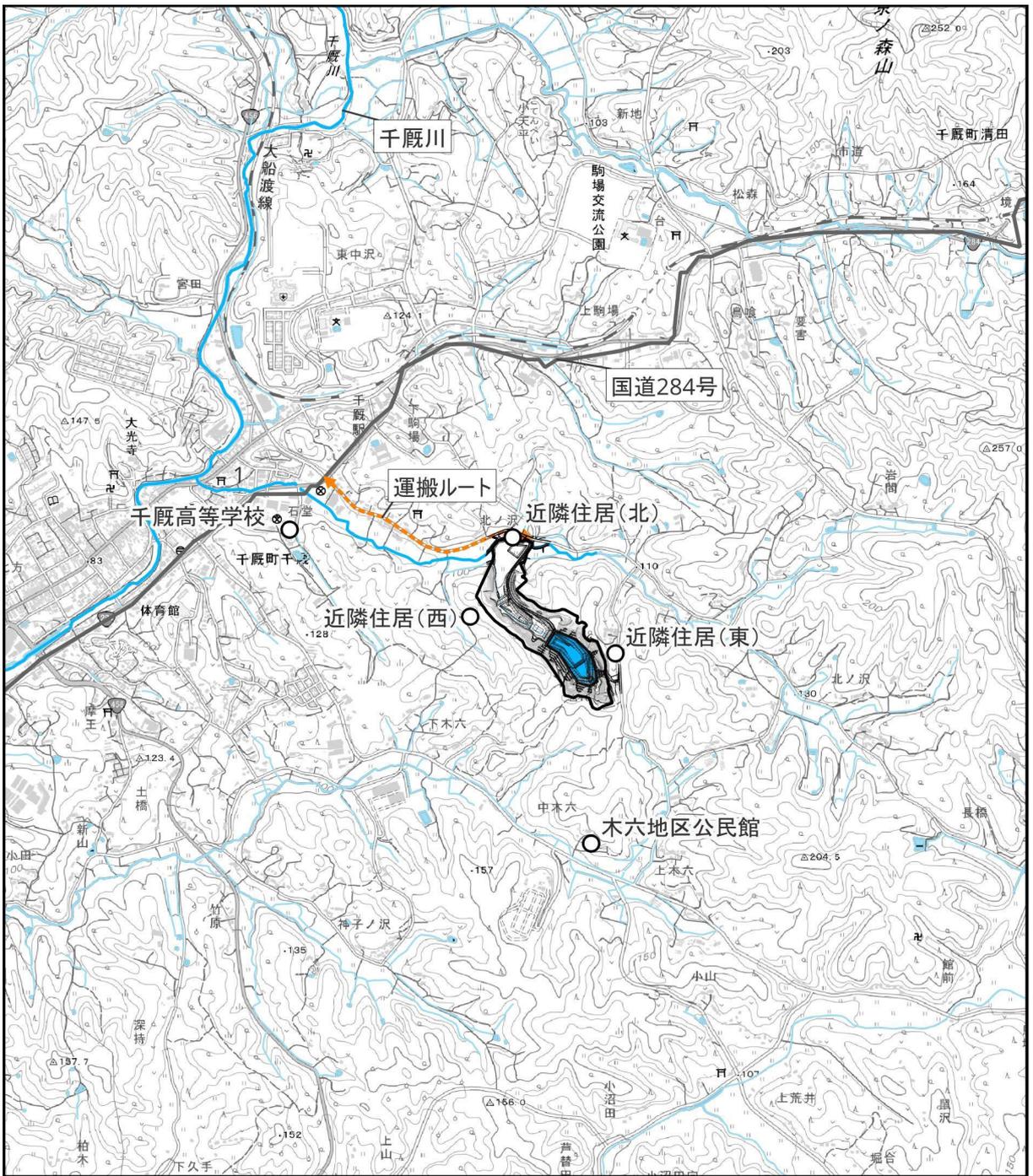
第2章 調査対象地域

2.1 調査範囲の設定

対象事業の位置は、岩手県一関市千厩町千厩字北ノ沢地内である。

生活環境影響調査の調査範囲については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省、平成 18 年 9 月）の記載内容を参考に、①地域の要望を踏まえた近隣の保全対象、②廃棄物運搬ルートに用いられる市道構井田鳥羽線（国道 284 号への合流までの区間）、③放流河川である北ノ沢川と千厩川の合流地点までの状況が網羅できる範囲として、図 2-1 の範囲とした。

なお、第 3 章に示す地域の概況については、調査範囲内の概況を把握できるように努めたが、人口や世帯数等の市単位で情報が整理されているものについては、一関市全域を対象とした。



凡例

- 対象事業実施区域
- 埋立地
- 運搬ルート
- 国道284号
- 河川
- 保全対象(調査地点)



1:25,000

0 250 500 m



背景図) 「地理院タイル (淡色地図)」 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

図 2-1 生活環境影響調査の範囲

2.2 環境法令等による地域の指定状況

2.2.1 大気汚染

(1) 環境基準

1) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく環境基準は、表2-1～表2-4に示すとおりであり、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質及びダイオキシン類の11物質について設定されている。

表 2-1 大気環境に係る環境基準（二酸化硫黄等5物質）

「大気の汚染に係る環境基準について」

昭和48年5月8日 環境庁告示第25号

最終改正：平成8年10月25日 環境庁告示第73号

「二酸化窒素に係る環境基準について」

昭和53年7月11日 環境庁告示第38号

最終改正：平成8年10月25日 環境庁告示第74号

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。

- 備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
 3. 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されない。
 4. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、または、これを大きく上回るものとならないよう努めるものとする。

表 2-2 大気環境に係る環境基準（有害大気汚染物質）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

平成9年2月4日 環境庁告示第4号

最終改正：平成30年11月19日 環境省告示第100号

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

- 備考) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 2-3 大気環境に係る環境基準（微小粒子状物質）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」 平成 21 年 9 月 9 日 環境庁告示第 33 号

基準値	備考
1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・この環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、櫛過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。 ・この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 ・微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 2-4 大気質のダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」 平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

最終改正：令和 4 年 11 月 25 日 環境省告示第 89 号

基準値	備考
1 年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 ・基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2.2.2 騒音

(1) 環境基準

1) 環境基本法による環境基準

騒音に係る環境基準は、地域の類型区分及び時間の区分ごとに定められている。

「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく類型指定地域ごとの騒音に係る環境基準は、表 2-5 に示すとおりである。対象事業実施区域は用途地域の指定のない地域であり、基準値は定められていない。

表 2-5 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準について」

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

最終改正：平成 24 年 3 月 30 日 環境省告示第 54 号

「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」

平成 24 年 4 月 1 日 一関市告示第 91 号

地域の類型	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考) 1. AA をあてはめる地域：特に静穏を要する地域

2. A をあてはめる地域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域

3. B をあてはめる地域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

4. C をあてはめる地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

なお、表 2-6 に示す道路の周囲の地域（以下「道路に面する地域」という。）の場合は、同表の基準値が適用される。

しかし、廃棄物運搬車両の運搬ルートに使用する道路は、第 1 種中高層住居専用地域に指定される A 地域であるが、1 車線道路であることから、以下の道路に面する地域の基準は適用されない。

表 2-6 道路に面する地域の環境基準

「騒音に係る環境基準について」

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

最終改正：平成 24 年 3 月 30 日 環境省告示第 54 号

「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」

平成 24 年 4 月 1 日 一関市告示第 91 号

地域の区分	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		

備考) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(2) 規制基準

1) 法令及び県条例による規制基準

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)では、工場、建設作業から発生する騒音について必要な規制を行うことで、国民の生活環境を保全することとなっている。

法令により規定される特定施設の種類の種類は表2-7、岩手県の「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則」(平成13年規則第140号)により規定される騒音発生施設は表2-8のとおりである。また、これらの規制基準の対象地域及び基準は、表2-9のとおりである。

新最終処分場は、用途地域の無指定区域となり、一関市においては規制の対象外となる。

表 2-7 騒音規制法に基づく特定施設

「騒音規制法施行令別表第一」

昭和43年11月27日 政令第324号

最終改正：令和3年12月24日 政令第346号

1	金属加工機械 イ. 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。) ロ. 製管機械 ハ. バンディングマシン (ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。) ニ. 液圧プレス (矯正プレスを除く。) ホ. 機械プレス (呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。) ヘ. せん断機 (原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。) ト. 鍛造機 チ. ワイヤフォーミングマシン リ. プラスト (タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。) ヌ. タンブラー ル. 切断機 (といしを用いるものに限る。) 2 空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 4 織機 (原動機を用いるものに限る。) 5 建設用資材製造機械 イ. コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。) ロ. アスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。) 6 穀物用製粉機 (ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 7 木材加工機械 イ. ドラムバーカー ロ. チッパー (原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ハ. 碎木機 ニ. 帯のご盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ホ. 丸のご盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ヘ. かな盤 (原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) 8 抄紙機 9 印刷機械 (原動機を用いるものに限る。) 10 合成樹脂用射出成形機 11 鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。)
---	--

表 2-8 岩手県条例に基づく騒音発生施設

「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則別表 4」

平成 13 年 12 月 21 日 規則第 140 号

最終改正：平成 14 年 3 月 29 日 規則第 25 号

番号	施設名	規模
1	金属加工用の旋盤 (ベルト駆動式のものであること。)	すべてのもの
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 7.5 キロワット未満であること。
3	コンクリート製品製造用のコンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル未満であること。
4	木材加工機械 (1) チッパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット未満であること。
	(2) 製材用帯のこ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上 15 キロワット未満であること。
	(3) 木工用の帯のこ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上 2.25 キロワット未満であること。
	(4) かな盤	原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上 2.25 キロワット未満であること。
5	冷凍機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であること。
6	冷却塔	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上であること。
7	バーナー	燃料の消費能力が 1 時間当たり 50 リットル以上であること。

表 2-9 特定工場等の規制基準（一関市）

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

昭和 43 年 11 月 27 日 厚・農・通・運・建告示第 1 号

最終改正：平成 27 年 4 月 20 日 環境省告示第 67 号

「騒音規制法の規定による規制する地域の指定及び規制基準」

平成 20 年 3 月 31 日 一関市告示第 93 号

最終改正：平成 27 年 4 月 20 日 一関市告示第 186 号

区域の区分		基準値		
区域	あてはめ地域	昼間 午前 8 時～午後 6 時	朝、夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	工業地域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル (東山地域に係る区域は 60 デシベル)

備考) 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準値は、各欄に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

1. 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
2. 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
3. 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
4. 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
5. 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
6. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

2.2.3 振動

(1) 規制基準

1) 振動規制法による特定工場等の規制基準

振動に関する規制基準は、地域の区分及び時間の区分ごとに定められている。

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に規定される特定施設の種類の種類は表2-10のとおりである。また、これらの規制基準の対象地域及び基準は表2-11に示すとおりである。

新最終処分場は、振動規制法に係る特定施設の設置は予定しておらず、また用途地域の無指定区域のため、規制の対象外となる。

表 2-10 振動規制法に規定する特定施設の種類の種類

「振動規制法施行令別表第一」

昭和51年10月22日 政令第280号

最終改正：令和3年12月24日 政令第346号

1	金属加工機械 イ. 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ. 機械プレス ハ. せん断機(原動機の定格出力が1kW以上のものに限定。) ニ. 鍛造機 ホ. ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限定。)
2	圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定。)
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定。)
4	織機(原動機を用いるものに限定。)
5	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限定)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限定。)
6	木材加工機械 イ. ドラムパーカー ロ. チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限定。)
7	印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限定。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30kW以上のものに限定。)
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機(ジョルト式のものに限定。)

表 2-11 特定工場の振動に係る規制基準(一関市)

「振動規制法の規定による規制する地域の指定及び規制基準」

平成20年3月31日 一関市告示第97号

区域の区分		昼間 午前7時～午後8時	夜間 午後8時～午前7時
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 デシベル	60 デシベル

備考)1. 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準値は、各欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

2.2.4 臭気（悪臭）

(1) 規制基準

施設からの臭気は、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、特定悪臭物質の敷地境界線上における濃度、排出口における排出量そして排出水中における濃度に対して規制基準が定められている。ここで 1)～3)に各項目に対する規制基準を示す。

規制基準については、岩手県では 9 市町が規制地域に指定されているが、一関市は指定されておらず規制の対象外となる。

1) 敷地境界線上における規制基準

敷地境界線上における基準は、表 2-12 に示すとおりである。

表 2-12 敷地境界線上における規制基準

「悪臭防止法施行規則別表第一」

昭和 47 年 5 月 30 日

総理府令第 39 号

最終改正：令和 6 年 4 月 1 日

環境省令告示第 17 号

「悪臭防止法の規定による規制地域及び規制基準」

平成 24 年 3 月 30 日

岩手県告示第 244 号

臭気物質名		規制基準 (ppm)	
		規制地域のうち工業地域 及び工業専用地域	規制地域のうち工業地域 及び工業専用地域以外の地域
1	アンモニア	2	1
2	メチルメルカプタン	0.004	0.002
3	硫化水素	0.06	0.02
4	硫化メチル	0.05	0.01
5	二硫化メチル	0.03	0.009
6	トリメチルアミン	0.02	0.005
7	アセトアルデヒド	0.1	0.05
8	プロピオンアルデヒド	0.1	0.05
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.009
10	イソブチルアルデヒド	0.07	0.02
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.02	0.009
12	イソバレルアルデヒド	0.006	0.003
13	イソブタノール	4	0.9
14	酢酸エチル	7	3
15	メチルイソブチルケトン	3	1
16	トルエン	30	10
17	スチレン	0.8	0.4
18	キシレン	2	1
19	プロピオン酸	0.07	0.03
20	ノルマル酪酸	0.002	0.001
21	ノルマル吉草酸	0.002	0.0009
22	イソ吉草酸	0.004	0.001
臭気指数		15	12

2) 排出口における規制基準

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に規定する事業場の煙突その他の気体排出施設から排出する特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の規制基準は、次式により算出した臭気物質の種類ごとの流量となる。

通常は敷地境界線上における規制基準のみを適用するが、臭気物質濃度が最も高くなる地点が敷地境界線以遠にある場合に、排出口における規制基準が適用される。

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

ここにおいて q : 流量 (Nm³/時)

He : 補正された排出口の高さ (m)

Cm : 当該事業場の敷地境界線上における規制基準値 (ppm)

ただし、 He が 5m 未満の場合この式による規制基準は適用されない。

3) 排出水中における規制基準

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に規定する事業場から排出される排出水中に含まれる特定悪臭物質(ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルに限る。)の排出基準は、次式により算出した排出水中の濃度である。

$$CLm = k \times Cm$$

ここにおいて CLm : 排出水中の濃度 (mg/l)

k : 表 2-13 における値

Cm : 当該事業場の敷地境界線上における規制基準値 (ppm)

表 2-13 排出水中の臭気物質に係る k の値

「悪臭防止法施行規則別表第一」

昭和47年5月30日 総理府令第39号
最終改正：令和6年4月1日 環境省令告示第17号

臭気物質名	流量 Q (m ³ /L)		
	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
1 メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
2 硫化水素	5.6	1.2	0.26
3 硫化メチル	32	6.9	1.4
4 二硫化メチル	63	14	2.9

備考) 1. メチルメルカプタンについては、0.002mg/l を規制基準の下限とする。

2. Q は工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量 (m³/秒) を表す。

2.2.5 水質

(1) 環境基準

1) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき、水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する基準として27項目が設定され、生活環境の保全に関する基準として河川では5項目が設定されている。

人の健康の保護に関する環境基準は表2-14に示すとおりで、すべての公共用水域に適用される。

表 2-14 人の健康の保護に関する環境基準

「水質汚濁に係る環境基準について」

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

最終改正：令和5年3月13日 環境省告示第6号

項目		基準値
1	カドミウム	0.003mg/ℓ以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01mg/ℓ以下
4	六価クロム	0.02mg/ℓ以下
5	砒素	0.01mg/ℓ以下
6	総水銀	0.0005mg/ℓ以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	P C B	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
10	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
16	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
19	チウラム	0.006mg/ℓ以下
20	シマジン	0.003mg/ℓ以下
21	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
22	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
23	セレン	0.01mg/ℓ以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
25	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
26	ほう素	1mg/ℓ以下
27	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

- 備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼ごとに利用目的に応じて指定された水域類型別に適用される。河川における環境基準は表 2-15 に示すとおりである。

対象事業実施区域の放流先となる北ノ沢川は類型指定されていないが、北ノ沢川が流入する千厩川は久伝橋より上流の千厩川本流でA類型、千厩川（千厩川と北上川との合流点より上流の千厩川本流）で生物A類型に指定されている。

表 2-15 生活環境の保全に関する河川の環境基準

「水質汚濁に係る環境基準について」

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

最終改正：令和 5 年 3 月 13 日 環境省告示第 6 号

ア.

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20CFU/100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	300CFU/100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	1,000CFU/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと。	2mg/ℓ 以上	-

- 備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
4. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
5. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
6. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

- 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ.

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

備考) 基準値は、年間平均値とする（湖沼もこれに準ずる。）。)

2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準については、表 2-16 に示すとおりであり、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき定められている。また、水底の底質の汚染に係る環境基準も同法に基づいて設定されている。

表 2-16 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」
 平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

最終改正：令和 4 年 11 月 25 日 環境省告示第 89 号

項目	媒体	基準値
ダイオキシン類	水質	年間平均値が 1pg-TEQ/ℓ以下

備考) 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 水質の基準値は、年間平均値とする。

3. 水質の汚濁に係る環境基準は公共用水域及び地下水について適用される。

(2) 規制基準

1) 一般廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による排水基準

最終処分場の周辺環境を保全するため、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）の規定により、放流水に係る排水基準が定められている。

一般廃棄物の最終処分場からの放流水に対する排水基準は表 2-17 に示すとおりであり、43 項目にわたって定められている。

表 2-17 一般廃棄物最終処分場に係る排水基準(1/2)

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第 1」
 昭和 52 年 3 月 14 日 総理府・厚生省令第 1 号
 最終改正：令和 2 年 3 月 30 日 環境省令第 9 号

項目		排水基準
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/ℓ 以下
3	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/ℓ 以下
4	鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/ℓ 以下
5	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1mg/ℓ 以下
6	六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/ℓ 以下
7	砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/ℓ 以下
8	シアン化合物	シアン 1mg/ℓ 以下
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ 以下
10	トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下
12	ジクロロメタン	0.2mg/ℓ 以下
13	四塩化炭素	0.02mg/ℓ 以下
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ 以下
15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ 以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ 以下
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ 以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ 以下
20	チウラム	0.06mg/ℓ 以下
21	シマジン	0.03mg/ℓ 以下
22	チオベンカルブ	0.2mg/ℓ 以下
23	ベンゼン	0.1mg/ℓ 以下
24	セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/ℓ 以下
25	1,4-ジオキサン	0.5mg/ℓ 以下
26	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 50mg/ℓ 以下 海域に排出されるもの ほう素 230mg/ℓ 以下
27	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 15mg/ℓ 以下
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200mg/ℓ 以下
29	水素イオン濃度 (水素指数)	5.8 以上 8.6 以下
30	生物化学的酸素要求量	60mg/ℓ 以下
31	化学的酸素要求量	90mg/ℓ 以下

表 2-17 一般廃棄物最終処分場に係る排水基準(2/2)

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第1」
 昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号
 最終改正：令和2年3月30日 環境省令第9号

項目		排水基準
32	浮遊物質	60mg/ℓ 以下
33	ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）	5mg/ℓ 以下
34	ルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）	30mg/ℓ 以下
35	フェノール類	5mg/ℓ 以下
36	銅	3mg/ℓ 以下
37	亜鉛	2mg/ℓ 以下
38	溶解性鉄	10mg/ℓ 以下
39	溶解性マンガン	10mg/ℓ 以下
40	クロム	2mg/ℓ 以下
41	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下
42	窒素	120（日間平均 60）mg/ℓ 以下
43	磷	16（日間平均 8）mg/ℓ 以下

- 備考) 1. 「検出されないこと。」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
3. 海域及び湖沼に排出される放流水については、生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
4. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらす恐れがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらす恐れがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1ℓにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
5. 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらす恐れがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらす恐れがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

2) ダイオキシン類対策特別措置法による最終処分場の維持管理基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）の規定により、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」（平成12年総理府・厚生省令第2号）において、一般廃棄物の最終処分場の維持管理基準が、表2-18のとおり定められている。

表 2-18 最終処分場の維持管理基準

「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」
 平成12年1月14日 総理府・厚生省令第2号

1	埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断できる2ヶ所以上の場所から採取した水の水質検査を行うこと。 埋立処分開始後、1回以上/年行い、かつ、記録すること。 電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定、記録すること。
2	水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保安上必要な措置を講ずること。
3	浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 ・排水基準 10pg-TEQ/ℓに適合することとなるよう維持管理すること。 ・放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1回以上/年行い、かつ、記録すること。

2.2.6 底質

(1) 環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)に基づき、底質に係るダイオキシン類の環境基準が、表 2-19 に示すとおり定められている。

表 2-19 ダイオキシン類(底質)に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

最終改正: 令和 4 年 11 月 25 日 環境省告示第 89 号

項目	基準値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下

備考)1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の底質について適用される。

2.2.7 地下水

(1) 環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する基準として28項目が設定されており、表2-20に示すとおりである。

表 2-20 人の健康の保護に関する環境基準

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 平成9年3月13日 環境庁告示第10号
最終改正：令和3年10月7日 環境省告示第63号

項目		基準値
1	カドミウム	0.003mg/ℓ以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01mg/ℓ以下
4	六価クロム	0.02mg/ℓ以下
5	砒素	0.01mg/ℓ以下
6	総水銀	0.0005mg/ℓ以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	P C B	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
10	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
11	クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下
12	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
15	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
17	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
20	チウラム	0.006mg/ℓ以下
21	シマジン	0.003mg/ℓ以下
22	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
23	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
24	セレン	0.01mg/ℓ以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
26	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
27	ほう素	1mg/ℓ以下
28	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

- 備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

2.2.8 土壌汚染

(1) 環境基準

1) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)では土壌の汚染に係る環境基準を定めており、表2-21に示すとおりである。原則として農用地の土壌を含めたすべての土壌について適用される。

表 2-21 土壌の汚染に係る環境基準

「土壌の汚染に係る環境基準について」

平成3年8月23日 環境庁告示第46号
最終改正：令和2年4月2日 環境省告示第44号

項目	基準値	
1	カドミウム	検液1ℓにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること
2	全シアン	検液中に検出されないこと
3	有機燐	検液中に検出されないこと
4	鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること
5	六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること
6	砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること
7	総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと
9	P C B	検液中に検出されないこと
10	銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること
11	ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること
12	四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること
13	クロロエチレン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること
14	1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること
15	1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下であること
16	1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること
18	1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること
19	トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること
20	テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること
21	1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること
22	チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること
23	シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること
24	チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること
25	ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること
26	セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること
27	ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること
28	ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること
29	1,4-ジオキサン	検液1ℓにつき0.05mg以下であること

備考)1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)に基づく、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準は、表 2-22 に示すとおりである。

表 2-22 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

最終改正：令和 4 年 11 月 25 日 環境省告示第 89 号

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

- 備考) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 環境基準値が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
3. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用されない。

(2) 規制基準

1) 農地用の土壌の汚染防止等に関する法律

岩手県では現在「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年法律第 139 号)に基づく対策地域は指定されていない。

2) 土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)では、土壌が汚染されている地域について都道府県知事が要措置区域及び形質変更時要届出区域として指定し、台帳を作成しその情報を公開することが定められている。

調査対象地域において要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。